

令和8年度 湯沢市学校体育施設開放 実施要項

この開放（使用）は、湯沢市学校施設の開放に関する規則（平成17年3月22日教育委員会規則第34号）に基づき、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動に供するため、学校教育活動に支障のない範囲において進めるものとする。また、開放施設における鍵の管理については、委嘱された利用団体の管理指導員がその責任において管理するものとする。

- 1 開放施設 開放校の体育館 及び 雄勝中学校の武道場、雄勝中学校のグラウンド
【令和8年度開放校】
 - ◇中学校：湯沢北・雄勝・皆瀬
 - ◇小学校：湯沢東・湯沢西・山田・稻川・雄勝・皆瀬
- 2 利用条件 計画的・継続的に開放施設を利用する次のいずれかの団体であることを条件とする。
 - ①湯沢市内に在住または在勤している原則として10人以上（責任者は満20歳以上の成人）で構成するスポーツ・レクリエーション団体
 - ②湯沢市スポーツ少年団本部に登録されている単位スポーツ少年団
- 3 団体登録 利用を希望する団体は、管理指導員を選任の上、利用団体申込書を教育委員会に提出し団体登録する。
※団体の代表者は、複数の団体の代表者にならないようにすること。
- 4 開放期間 ◇前期：令和8年4月13日～令和8年9月30日
◇後期：令和8年10月1日～令和9年3月14日
※ただし、皆瀬中については11月30日、湯沢西小、稻川小については翌年2月28日までとする。
- 5 利用時間 午後7時00分～午後9時30分
※準備や後始末・清掃に要する時間を含む。
※ただし、湯沢北中・湯沢東小・湯沢西小・山田小は午後7時30分～午後9時30分とする。
※一団体につき、週2回までの利用申込とする。
- 6 開放休止 学校閉学期間（8月11日～15日、12月27日～1月4日）
学校行事等により割当日に利用できない状況が発生したとき
※学校の都合により割当日に開放できない場合は、学校側から各団体へ連絡するものとする。
※感染症の拡大により臨時休校となった場合は、教育委員会から各団体へ連絡するものとする。
- 7 利用日誌 利用後は、開放校に備え付けの利用日誌に必ず記入すること。
※利用日誌は毎月末に当月分をまとめて、開放校から教育委員会へ転送してください。
- 8 利用決定 利用希望取りまとめ後、利用調整し、教育委員会が決定する。
※利用希望校・時間帯が競合した場合、両団体へ連絡し調整する。
- 9 管理指導員 各団体に管理指導員を委嘱し、次の職務のとおり管理責任を負うものとする。
- 10 鍵管理 開放施設校の体育館入口の鍵の管理を管理指導員に委任する。利用期間終了後は、直ちに教育委員会へ返却すること。他団体への鍵の転貸や合鍵の作製は認めない。
※上記事項に違反した場合や鍵を紛失した場合は、その団体の利用を停止し、利用校開放施設の鍵すべてを新規に作製（他利用団体分の鍵も含む）し、弁償を義務付ける。

- 11 禁止事項 ①利用の権利を、他に譲渡または転貸すること。
②校舎及び施設を汚損し、損傷すること。
③指定した場所以外に立ち入ること。
④指定した設備以外の設備を使用すること。
⑤指定した場所以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車すること。
⑥飲酒及び喫煙すること。
⑦騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
⑧許可なく火気を使用すること。(原則、暖房器具は使用禁止)
⑨その他、管理上支障があると認められる行為をすること。

- 12 利用停止 次の場合には、利用を停止する。
① 利用条件に違反、または禁止事項等に抵触した場合
② 学校教育上支障が生じた場合

- 13 利用停止期間 違反行為確認後以降の残期間と次期開放期間を利用停止とする。
(例: 違反行為発生…6月 利用停止期間…違反行為確認～翌年3月14日)

- 14 注意事項 ①利用できるのは、利用登録した団体に限る。
②原則として、用具は利用者が準備すること。
③割当日時に使用しない場合は、開放校に連絡すること。
④使用後は清掃、消灯等の後始末をし、利用日誌への記入を忘れないこと。
⑤使用中の負傷等の事故は、各団体の責任において処理すること。
⑥施設・設備を破損した場合は、学校・教育委員会に連絡後、団体において弁償すること。
⑦開放校に迷惑をかけるような行為はしないこと。
⑧短期の利用変更は、学校と団体の協議によって決定すること。その際は、変更を申し出た側から生涯学習課スポーツ振興班にも連絡すること。
⑨団体構成員が増える場合は、名簿を再提出すること。
⑩スポーツ少年団活動または小学生を主とする団体の活動においては、子どもたちの学校教育に支障をきたすような活動は慎むこと。
⑪スポーツ少年団活動については、放課後活動に引き続き、本事業による活動が続くことなどのないようにすること。※秋田県スポーツ少年団活動指針を遵守のこと。
⑫学校スポーツ少年団の放課後(～午後7時まで) 利用または土・日の日中の利用においては、各学校長の許可を得て利用するものとする。(学校体育施設開放事業外の扱い)
⑬感染症対策のため使用後の消毒を徹底すること。(手すり、ドアノブ等)

管理指導員の職務

- (1) 鍵の保管は管理指導員が責任をもって行い、開錠・施錠についても管理指導員の指示により行うこと。
- (2) 常に善良な管理指導員としての自覚・責任をもって利用施設の管理すること。
- (3) 施設設備の安全管理に努めること。
- (4) 利用者の安全管理に努めること。
- (5) 整理整頓の指導を行うこと。
- (6) 利用後は、設備の点検をし、管理指導員は利用日誌への記入を忘れないこと。
- (7) 割当日に利用しない場合は、必ず開放施設校へ連絡すること。
- (8) 活動中に事故が発生したときは、教育委員会・学校へ速やかに連絡すること。
- (9) 教育委員会が招集する会議に出席すること。
- (10) その他、教育委員会の指示に従うこと。